

生徒心得

この心得は、本校の教育目標に従い、学校生活、社会生活において、生徒が心がけなければならないことを具体的に示したものである。

したがって、この心得を高校生活の指針とし、本校生としての自覚と責任を持ち、自らの向上と良き校風の樹立に努力しよう。

I 生活の指針

1 礼 儀

- (1) 父母、教職員、目上の人に対してはもちろん、学友相互においても礼儀正しく、明朗な態度で接しよう。
- (2) 校内において、来客・教職員に出会った場合には、会釈しよう。
- (3) 言葉づかいは、本校生として品位を保ち、目上の人には敬語を用いよう。
- (4) 登下校時においては、教職員・学友に対し、すすんで挨拶を交わそう。
- (5) 不注意・不作法な言動により、公衆から指摘を受けることのないようにしよう。

2 学 習

- (1) 自己の目標を立て、その目標の実現に向って、計画的に学習しよう。
- (2) 家庭での学習は、その学習環境を整備するとともに、予習・復習の習慣化を図り、意欲的な態度で授業にのぞもう。
- (3) 授業には常に積極的に参加し、不明な点はその日のうちに解明に努めよう。
- (4) 学習上の悩みについては、教科担任・H R担任に相談するとともに、友人の良い点を学び、その解決に努めよう。
- (5) 学習は一日一日の積み重ねである。自らの努力によって学力を身につけ大きく羽ばたこう。

3 服 装

- (1) 服装は、本校制定のものとし、質素・清潔・端正であるよう心掛けよう。
- (2) 本校の「服装規定」を守り、高校生としての品位を保とう。

4 環境・保健衛生

- (1) 自己の身体の特性を理解し、健康管理に努めよう。
- (2) 学校で病気になったり、負傷した場合には、速やかに申し出て、養護の先生の手当を受けよう。
- (3) 自らすすんで学習に適した環境作りに心掛けるとともに、校舎内外の美化に努めよう。
- (4) 本人又は家族に感染症が発生した場合には、直ちにH R担任に連絡する。

5 交通安全

- (1) 人命尊重の精神を持ち、自分自身はもちろん、他人の生命の安全にも留意しよう。

(2) 通学の際は、本校生としての誇りを持ち、交通法規・公衆道徳を守ろう。

交通機関を利用する生徒は、危険な行為や他の乗客の迷惑になる言動を慎むとともに、子供、老人、病人をいたわるように努めよう。

6 交 友

(1) 心を開いて語れる友人を持つように積極的に努めよう。

(2) 異性との交際は、お互いの人格を尊重し、健康で明るいものとしよう。

Ⅱ 生活の規律

(校内生活)

1 登校・下校について

(1) 登校は8時20分までとする。(S H Rは8時25分開始)

(2) 下校は原則として、16時30分までとする。

(3) 欠席する場合は、あらかじめ保護者を通じてH R担任に届け出る。

(4) 遅刻した場合は、職員室で入室許可証を受け取り教科担任に提出し、休み時間にその旨H R担任に届け出る。

(5) 欠課・早退の場合は、H R担任に届け出る。特に早退の場合は、帰宅後速やかに保護者から担任に連絡する。

(6) 登校時から下校時までの間に校地外に出る場合は、H R担任に届け出る。

2 校内における文書配布・集会等について

(1) 印刷物を配布したり、ポスター等を掲示する場合は、あらかじめ届け出て許可を得る。

(2) 集会・行事を催したり、団体を組織する場合は、届け出て許可を受ける。

3 所持品等について

(1) 学校生活に不必要なものは持参しないこととする。

(2) 遺失物・拾得物は、速やかに係の教師に届け出る。

(3) 生徒間の物品の売買及び金銭の貸借はしないこととする。

4 施設・設備の利用について

(1) 学校の備品・校具等を使用する場合は、関係教師の許可を受け、使用后責任を持って返すこととする。

(2) 校舎・校具等の使用は、大切に扱い、万一破損した場合は担任又は顧問教師に申し出る。

(3) 早朝・放課後・休日に校舎及び学校の施設・設備を利用する場合は、事前に許可を受ける。

(4) 本校以外のものを校内に伴う場合は、あらかじめ担任・顧問に届け出て校長の許可を受ける。

5 身分証明書について

- (1) 身分証明書及び生徒手帳は、常に携行するものとする。

(校外生活)

1 通学について

- (1) 交通道德を厳守し、危険防止に留意する。特に公共の交通機関を利用する者は社内道德を守る。
- (2) 自転車による通学は、願出により事情を考慮して許可する。許可されたものの遵守事項は別に定める。
- (3) 在学中における車両免許の取得は、原則として認めない。ただし、特別な事情のある場合は、保護者同伴のもとに「車両免許取得願」を提出し、担任・生徒指導部長を経て校長の許可を受ける。ただし、在学中の車両運転は認めないものとする。

2 対外行事の参加・団体の所属について

- (1) 部活動以外の対外行事への参加及び各種団体に属し、その団体の行事に参加する場合は、事前に保護者の承諾を得て担任に届け出て了承を得ること。ただし、次の場合は認めないものとする。
 - ア 不健全な行事（反社会的なもの）
 - イ 学業に支障をきたすもの
 - ウ 危険が予想されるもの
 - エ その他高校生として望ましくないもの

3 夜間外出・外泊・旅行

- (1) 夜間外出は22時00分までに帰宅する。
- (2) 外泊は原則として禁止する。やむを得ない場合は保護者の承諾を得る。
- (3) 生徒同士では泊を伴って旅行する場合は、あらかじめ届け出る。
- (4) 泊を伴う登山・サイクリング・海水浴及びキャンプ等は、保護者またはそれに代わる指導者を必要とし、事前に計画書を付して届け出て許可を受ける。

4 出入り禁止の場所について

- (1) パチンコ・マージャン等の遊戯施設。
- (2) 風俗営業法の適用による店。
- (3) 青少年保護条例で禁止しているところ。
- (4) その他高校生として好ましくないところ。

5 住所変更等について

- (1) 本人及び保護者の氏名・戸籍・住所等に変更があった場合は、速やかに担任に届け出る。
- (2) 下宿をする場合は、所定の手続きにより届け出る。

Ⅲ 服装規定

1 男子の服装規定について

正装 学校指定メーカーの標準黒詰襟学生服とする。

- 上衣 ・ 学校指定メーカーの標準詰襟学生服とする。
・ 所定のボタンをつける。
・ 左襟に本校のバッジを付ける。

ズボン ・ 標準型とする。

2 女子の服装について

正装 学校指定のデザインによる濃紺スリーピース型

- 上衣 ・ 左襟に本校のバッジを付ける。
ベスト ・ シングル前開き 5 つボタン、脇箱ポケット
スカート ・ 16本車ひだ、脇ファスナー
ブラウス ・ 白無地カッターブラウスとする。
ネクタイ ・ 本校所定ネクタイ

※夏季服装について

男子

- 上衣 ・ 白無地ワイシャツまたは開襟シャツ。
ズボン ・ 正装と同じ

女子

- 上衣 ・ 必要としない
ベスト ・ 正装と同じ左胸にバッジをつける。もしくは、学校指定のニットベスト。
スカート ・ 正装と同じ
ブラウス ・ 白カッターブラウスまたは開襟シャツ。
ネクタイ ・ 着用しない

3 コート類について

- (1) 通学にふさわしくない高価なコートは避ける。
- (2) 派手な絵柄のついたもの、カーディガン等は着用しない。

4 靴下の規定について

- (1) ソックスは、派手な色ものを避ける。
- (2) 女子のハイソックスは黒・紺・またはグレーとする。
- (3) ストッキングは、黒またはベージュとする。

5 履物の規定について

- (1) 上靴は指定のものを使用する。

(2) サンダル・ハイヒール・ロングブーツは履かない。

6 体育時の服装について

男女とも指定のジャージを着用する。

7 頭髪等について

(1) 男女とも清楚な頭髪をする。

(2) パーマ及びこれに類したこと、または脱色や染髪はしないものとする。

(3) 学業に不要な装飾・化粧はしない。

8 鞆（メインバッグ）の規定について

(1) 学生鞆・スポーツバッグ・ショルダーバッグ・リュックとする。

(2) 色・柄は華美低俗なものを避ける。

【基準】口は、かぶせ型またはファスナーで完全に閉じるもの。

9 制服の着用について

(1) 次の場合は制服を着用する。

ア 登校・下校の場合

イ その他学校が指定する場合

(2) 他校訪問・対外行事参加・休業日の部活動の場合は当該責任者（部顧問・引率責任者等）の判断で指定ジャージ・部のユニフォーム・その他の着用を認めることもある。

(3) やむを得ない事情により異装する場合は、事前に異装願いを提出し、許可を受ける。

10 カーディガンの着用について

【女子】冬季または寒い場合（夏季服装期間を除く）について上着を着用した上でカーディガンの着用を認める。ただし、カーディガンの色は黒・紺またはグレーとし、無地またはワンポイントの物のみとする。また、カーディガンの着用の際はブレザーのボタンを止めたうえ着用すること。

【男子】暖かい場合はワイシャツのみ認める。

基準に外れたカーディガンを着てきた生徒については着用させない。

儀礼的行事などは原則、カーディガンの着用は認めない。ただし、集会時や他の行事については、随時事前に連絡する。